

地方独立行政法人静岡県立病院機構の中期目標期間の業務実績に係る評価要領（案）

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）に係る中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）にあたっては、「地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 趣旨

評価委員会は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的として、機構から提出された当該中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を基にして、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 30 条に基づく中期目標期間評価を行う。

2 評価の着眼点

中期目標期間評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

3 評価の時期

中期目標期間評価は、法令等に基づき、当該中期目標期間の終了後に行うこととする。また、次期中期目標に反映させるために、暫定評価を当該中期目標期間の途中に行うこととする。

4 評価方法

(1) 業務の実績報告

機構は、中期目標期間の実績等を業務実績報告書（様式 1）により記載し、評価委員会に提出する。

業務実績報告書は、機構の当該中期目標期間の業務実績を記載することとし、当該中期目標期間の業務実績は、対象期間、業務実績全般及び項目別実績とする。

ア 対象期間

評価の対象となる当該中期目標の期間を記載する。

イ 業務実績全般

機構及び各病院の業務全般における当該中期目標期間の実績について、総括して記載する。

ウ 項目別実績

当該中期目標の達成状況が明らかになるよう、中期目標期間中の業務の実績を項目別に記載する。

また、業務の実績に対し、機構は自己評価を行い、以下の区分及びその説明を記載する。

A	中期目標が十分達成されている。
B	中期目標が概ね達成されている。
C	中期目標が十分達成されていない。

(2) 法第30条に基づく中期目標期間評価

中期目標期間評価は、機構から提出された業務実績報告書を基に、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

(3) 暫定評価

次期中期目標に反映させるための暫定評価についても、(1)に準じた報告書に基づき、評価を行うこととする。

また、この暫定評価の中で、法第31条の「中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」を併せて行うこととする。

5 通知

評価委員会は、中期目標期間評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知する。

また、必要があるときは、機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることとする。

6 報告及び公表

評価委員会は、機構に対し中期目標期間評価の結果を通知したときは、遅滞なく、その通知に係る事項（勧告をした場合は、その通知に係る事項及びその勧告内容）を知事に報告するとともに、公表するものとする。

7 その他

本実施要領は、必要に応じて、見直すものとする。

(様式1)

作成イメージ

第 期中期目標期間 業務実績報告書 (暫定版)

平成 年 月

地方独立行政法人 静岡県立病院機構

当該中期目標期間における業務実績報告

1 対象期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 業務実績全般

(1) 機構全体

ア 総括

- ・ 静岡県立病院機構は、高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であること及び地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすため、地方独立行政法人の特徴である機動性や効率性等を発揮した病院経営に取り組んでいる。
- ・ 経営状況は…

イ 業務実績

(ア) 入院診療

- ・ 総合病院は…
- ・ こころの医療センターは…
- ・ こども病院は…

(イ) 外来診療

- ・ 総合病院は…
- ・ こころの医療センターは…
- ・ こども病院は…

業務量及び業務実績

区 分		H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込
入 院	入院延患者数	総合				
		こころ				
		こども				
		計				
	病床利用率	総合				
		こころ				
		こども				
		計				
	1人1日当り単価	総合				
		こころ				
		こども				
		計				
外 来	外来延患者数	総合				
		こころ				
		こども				
		計				
	1人1日当り単価	総合				
		こころ				
		こども				
		計				

- (ウ) 収支実績
- (エ) 病院別収支実績
 - ① 収益的収支
 - ② 資本的収支
- (オ) 経費削減及び効率化目標との関係
- (カ) 決算指標
- (キ) 決算状況の推移（収支と繰入金（県負担金）・診療報酬の改定）
- (ク) 職員の状況
 - ① 正規職員
 - ② 有期職員（医師）
- (ケ) 職員の採用状況
- ウ 特記事項
 - (ア) 経営改善
 - (イ) 環境改善
 - (ウ) 災害等における医療救護
 - ① 東日本大震災への対応状況
 - ② 東海地震に備えた今後の対応

(2) 総合病院

ア 総括

イ 業務実績を示す各種指標

業務実績

区 分		H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込
入 院	年間入院延患者数					
	患者1人1日当り単価					
	平均在院日数					
	病床利用率					
外 来	年間外来延患者数					
	患者1人1日当り単価					

ウ 特記事項

- (ア) 医療
- (イ) 経営改善
- (ウ) 環境改善

(3) こころの医療センター

ア 総括

イ 業務実績を示す各種指標

業務実績

区 分		H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込
入 院	年間入院延患者数					
	患者1人1日当り単価					
	平均在院日数					
	病床利用率					
外 来	年間外来延患者数					
	患者1人1日当り単価					

ウ 特記事項

- (ア) 医療
- (イ) 経営改善
- (ウ) 環境改善

(4) こども病院

ア 総括

イ 業務実績を示す各種指標

業務実績

区 分		H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込
入 院	年間入院延患者数					
	患者1人1日当り単価					
	平均在院日数					
	病床利用率					
外 来	年間外来延患者数					
	患者1人1日当り単価					

ウ 特記事項

- (ア) 医療
- (イ) 経営改善
- (ウ) 環境改善

3 項目別実績

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう情報発信すること。

中期目標	中期計画	業務の実績	自己評価 説明
<p>1 医療の提供 医療機関として求められる基本的な診療姿勢や県立病院が担う医療を明確にし、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1) 基本的な診療姿勢 診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づいた適切な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。</p>	<p>1 医療の提供 機構の全職員は、県立病院が担う役割と責任を認識するとともに、基本的な診療姿勢の主旨を理解し、医療の提供にあたってはその実践に取り組む。</p> <p>(1) 基本的な診療姿勢 患者自らが選択し納得できるよう、患者への十分な説明と同意を徹底するとともに、科学的根拠に基づき医療を安全に提供するため、医療技術の向上、チーム医療の推進、医療安全対策の充実に取り組む。</p>		

自己評価 説明	業務の実績	NO	中期計画	中期目標
			<p>(2) 県立病院が担う役割 県立病院が担う高度・特殊・専門医療が確実に提供できよう、地域の医療機関との相互連携や機能分担を進める。併せて、情報技術を活用した医療連携や疾患ごとの地域連携ネットワークづくりを進める。</p>	<p>(2) 県立病院が担う役割 県内医療機関の中核的病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供すること。</p>

中期目標		中期計画	業務の実績	自己評価 説明
<p>(3) 県立病院が重点的に取り組む医療 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、精神疾患などの医療、救急医療、周産期医療及び小児医療の分野における高度医療又は急性期医療に取り組むこと。 また、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供すること。</p>		<p>(3) 県立病院が重点的に取り組む医療 静岡県が掲げる7疾病5事業を念頭に、各県立病院が専門性を活かしつつ、県立病院間や地域の医療機関との連携を強化して、病態に即した的確な医療を提供する。特に、全国的な課題とされている救急医療や急性期医療の充実を重点的に取り組む。</p> <p>ア 循環器疾患については、小児は県立こども病 院が、成人は県立総合病院がそれぞれ県内の 中核病院の機能を果たしていく。 イ 周産期医療や精神身体合併症などについて は、各県立病院が連携して取り組む。 ウ 結核指定医療機関、エイズ拠点病院及び難病 医療協力病院等として感染症医療や難病医 療に着実に取り組む。 エ 先進的医療である移植医療のうち、肝移植の 実施の可否について検討を進める。 オ 各県立病院は医療の提供にあたり、次のとお り重点的に取り組む。</p> <p>(ア) 県立総合病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性心筋梗塞、脳卒中等の循環器疾患において、 24 時間を通して高度な専門的治療を提供する 体制の充実を図る。加えて、生活習慣病として の危険因子を管理するため、地域の医療機関と の連携を強化する。 がん患者に対し、地域がん診療連携拠点病院と して、手術及び化学療法、放射線療法を組み合 わせた高度な集学的治療（各分野の専門医が協 力して治療に当たること）を提供する体制を整 備するとともに、地域の医療機関等と連携した 緩和ケアや終末期医療を提供していく。 重篤な救急患者に対応するため、救命救急セン ターに準じた機能を目指し、段階的な整備を図 る。 		

中期目標	中期計画	NO	業務の実績	自己評価 説明
	<p>(イ) 県立こころの医療センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24 時間を通して精神科救急医療相談に応じるとともに、救急患者を受け入れ、新たな入院患者が早期に退院し社会復帰できるよう支援する精神科救急・急性期医療の提供体制の整備を図る。 ・他の医療機関では対応することが困難な重症患者への先進的治療に積極的に取り組む。 ・入院患者が早期に退院し、地域で安心して生活できるように、チームによる包括的在宅医療支援体制のモデルを構築する。 ・医療鑑察法等の司法精神医療に積極的に関与する。 			

中期目標	中期計画	NO	業務の実績	自己評価 説明
	<p>(ウ) 県立こども病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児重症心疾患患者に対し、24 時間を通して高度な先進的治療を提供する体制を整備する。加えて、小児心疾患治療のリーディング施設として専門医等の育成に努める。 ・地域の医療機関と連携して、ハイリスク胎児・妊婦を早期に把握、治療するための一貫した医療システムの構築に努めるとともに、新生児に對して、高度な先進的治療を提供するための体制を拡充する。 ・精神疾患を持つ小児患者やその家族に対して、児童精神科分野における中核的機能の発揮に努める。 ・24 時間を通して重篤な小児救急患者の受入体制を強化するとともに、患者の重症度に応じ、地域の医療機関と分担して受け入れる体制づくりに協力する。 ・小児がん診療連携拠点病院として、高度な集学的治療に積極的に取り組み。 			

中期目標		中期計画		NO		業務の実績		自己評価 説明			
<p>2 医療に関する調査及び研究 本県の医療水準の向上や県民の健康意識の醸成を図られるよう、調査及び研究に取り組むこと。 (1) 診療等の情報の活用 診療等を通して得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用することととも、他の医療機関へ情報提供すること。</p>		<p>2 医療に関する調査及び研究 県内医療水準の向上に寄与するとともに、県立病院として医療の質の向上や人材育成のため、病院が有する医療資源の活用、院外への情報発信、他の機関との連携を図りながら、調査及び研究に取り組む。また、それらを円滑に進めるため、診療録の電子化等の医療情報基盤を整備する。 (1) 診療等の情報の活用 診療録等医療情報の電子化や管理機能の充実を図るなど、エビデンスを累積し、カンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し医療の質の向上を図る。また、学会、講習会、研究会等へ情報発信しやすい体制を整備する。</p>									

中期目標	中期計画	NO	業務の実績	自己評価 説明
<p>(2) 県民への情報提供の充実 公開講座や医療相談などを通じて調査及び研究の成果を県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。</p>	<p>(2) 県民への情報提供の充実 定期的に公開講座、医療相談等を開催するとともに、ホームページ等で健康管理・増進などについての情報を提供するなど、様々な方法で県民への情報提供を進める。</p>			

自己評価 説明	業務の実績	NO	中期計画	中期目標
			<p>(3) 産学官連携等への協力 治験や調査研究事業に積極的に参画できるような体制を整備し、受託件数の増加を図る。また、県立大学との共同研究にも取り組む。</p>	<p>(3) 産学官連携等への協力 富士山麓先端健康産業集積（ファーマバレー）プロジェクトなど、治験や産学官の連携による研究開発事業に積極的に協力すること。</p>

中期目標	中期計画	NO	業務の実績	自己評価 説明
<p>3 医療に関する技術者の研修 優秀な医療従事者の確保と育成を図るため、国内外との交流を含め、研修の充実に努めること。 (1) 医療従事者の研修の充実 医療の高度化に対応した優秀な医療従事者を確保及び育成するため、医療従事者に評価され、選ばれた病院となるよう研修の充実を図ること。</p>	<p>3 医療に関する技術者の研修 県立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、国内外の医療機関との交流、教育研修機能の充実など、医療従事者の研修に積極的に取り組むとともに、それらを院外にも開放していく。 (1) 医療従事者の研修の充実 県立総合病院のメデイカルスキラップセンターの活用を含め、実効性のある教育研修プログラムの開発、実施を計画的に進めるとともに、病院内における教育研修体制を強化する。また、国内外の医療機関との交流を進める。</p>			

中期目標	中期計画	NO	業務の実績	自己評価 説明
<p>(2) 医師の卒後臨床研修等の充実 特に医師不足に対応するため、より多くの医師を県立病院に確保及び育成し、県内の医療機関への定着の契機となるよう、医師の卒後臨床研修や専門研修の充実に努めること。</p>	<p>(2) 医師の卒後臨床研修等の充実 特色のある研修プログラムの開発とその推進体制を強化する。特に、専門分野の研修医については、県立病院が核となった県内病院間の研修ネットワークの構築など魅力あるプログラムを用意する。</p>			

自己評価 説明	業務の実績	NO	中期計画	中期目標
			<p>(3) 知識や技術の普及 医療従事者が他の機関・団体における研修や研究等の活動に参画しやすい仕組みづくりを進める。また、院内研修を含め教育研修機能については、県内の医療従事者へさらに開放していく。</p>	<p>(3) 知識や技術の普及 県内の医療従事者の質の向上を図るため、県立病院が培った知識や技術を積極的に普及させること。また、医療従事者の養成に協力すること。</p>

自己評価 説明	業務の実績	NO	中期計画	中期目標
			<p>4 医療に関する地域への支援 地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすため、県立病院が有する医療資源を積極的に活用するなど、必要な支援を進める。 (1) 地域医療への支援 情報通信技術を活用した遠隔診断のネットワークづくりを進める。また、高度医療機器などの共同利用など、県立病院の施設や設備について地域への開放を進める。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援 県民の安心・安全を守るためには地域医療の確保が不可欠であることから、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。 (1) 地域医療への支援 遠隔診断の実施、高度医療機器の共同利用の促進など、地域医療の確保と連携への支援を行うこと。</p>

自己評価 説明		業務の実績	NO	中期計画	中期目標
				<p>(2) 公的医療機関への医師の派遣協力 県立病院の医師の増員を図り、公的医療機関への 医師派遣協力がしやすい仕組みづくりを進める。</p>	<p>(2) 公的医療機関への医師の派遣協力 県立病院として、より多くの医師を確 保し、医師不足の公的医療機関への派遣 に積極的に協力すること。</p>

自己評価 説明		業務の実績	NO	中期計画	中期目標
				<p>(3) 社会的な要請への協力 公的機関からの医療に係る鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に応えるための仕組みづくりを進める。</p>	<p>(3) 社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。</p>

中期目標		中期計画	NO	業務の実績	自己評価 説明
5 災害等における医療救護 県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。 (1) 医療救護活動の拠点機能 災害等に対する日頃の備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。	5 災害等における医療救護 東海地震などによる大規模災害の発生が危惧される静岡県内の県立病院として、災害等への日ごろからの備えを進め、発生時においては静岡県医療救護計画等に基づき、医療救護活動に従事する。 (1) 医療救護活動の拠点機能 日ごろから実戦的な災害医療訓練を定期的に開催するなど、医療救護活動の拠点となる病院としての機能を維持向上していくとともに、災害等の発生時には患者の受入れなど求められる機能を発揮する。				

自己評価 説明	
業務の実績	
NO	
中期計画	<p>(2) 他県等の医療救護への協力 災害時医療救護派遣マニュアルに基づき、速やかに医療チームを派遣できるよう定期的な要員訓練を行うとともに、随時マニュアルを点検する。</p>
中期目標	<p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。</p>

中期目標	中期計画	NO	業務の実績	自己評価 説明
	<p>6 中期目標達成のために不可欠な人材の確保及び育成 県立病院の医療機能を最大限に発揮するため、医療従事者が専門業務に専念できる体制の整備、教育研修の充実、就労環境の向上、人材確保機能の強化など、優秀な人材の確保及び育成に最重要課題として取り組む。 これに際しては地方独立行政法人の特徴を活かし、前例にとられない柔軟な運営に取り組む。</p>			

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図ること。

中期目標	中期計画	NO	業務の実績	自己評価 説明
<p>1 簡素で効率的な組織づくり 医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織づくりを進めること。</p>	<p>1 簡素で効率的な組織づくり 医療環境の変化や県民の医療ニーズに的確に対応されるよう弾力的な組織づくりを進めるとともに、迅速な意思決定がされるような組織運営に努める。</p>			

中期目標	中期計画	NO	業務の実績	自己評価 説明
<p>2 効率的な業務運営の実現 県立病院が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを常に行い、効果的で効率的な業務運営の実現を図ること。</p>	<p>2 効率的な業務運営の実現 県立病院が有する人的、物的等医療資源を有効に活用するため、常に効率的な業務運営に取り組むとともに、経営情報を共有し職員の経営意識の醸成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各職員が専門性を十分に発揮できるような体制を整備するとともに、業務量に応じた柔軟な職員配置に努める。 診療報酬など収入の適正な確保を図るとともに、業務の集約化や外部委託、多様な契約手法の活用などにより、効率的な業務運営に努める。 常に経営情報を把握するとともに、適時適切な措置を講じられるよう体制を整備する。また、経営情報を職員が共有するなど、職員全員の経営意識の向上に努める。 			

自己評価 説明	
業務の実績	
NO	
<p>3 事務部門の専門性の向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。</p>	<p>3 事務部門の専門性の向上 経営管理機能を強化するため、法人固有の事務職員を採用するとともに、専門性の向上に計画的に取り組む。併せて、急速な経営環境の変化にも迅速に対応できるよう病院運営や医療事務等に精通した人材の確保に努める。</p>
<p>3 事務部門の専門性の向上 事務部門の専門性を向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。</p>	

自己評価 説明	
業務の実績	
NO	
中期計画	<p>4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成 業務の改善改革への取り組みを奨励し、その活動を積極的に評価するとともに、職員の見解が反映されやすい風通しの良い組織運営を進めるなど、職員の意欲が高い活気に溢れた病院づくりに取り組む。</p>
中期目標	<p>4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成 業務改善に向けて、職員の意欲を高め、積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。</p>

中期目標	中期計画	NO	業務の実績	自己評価 説明
<p>5 就労環境の向上 優秀な医療従事者を確保するため、職員にとつて働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。</p>	<p>5 就労環境の向上 仕事と生活の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定、時間外勤務の縮減など労働時間の適正な管理を進めるほか、職員宿舎や院内保育を充実するなど、働きやすい環境づくりを進める。 また、職員の努力が報われる給与制度の構築など、働きがいを実感できる仕組みづくりを進める。</p>			

第4 財務内容の改善に関する事項
業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。

中期目標	中期計画	業務の実績	自己評価 説明
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすることを目指す。</p>	<p>NO</p>	

第5 その他業務運営に関する重要事項
 県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

中期目標	中期計画	業務の実績	自己評価 説明
第5 その他業務運営に関する重要事項 県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。	NO		